

JIS

ボイラ及び圧力容器用マンガンモリブデン鋼 及びマンガンモリブデンニッケル鋼鋼板

JIS G 3119 : 2026

(JISF)

令和 8 年 5 月 20 日 改正

認定産業標準作成機関 作成・審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

一般社団法人日本鉄鋼連盟標準化センター 鋼材規格三者委員会（産業標準作成委員会）構成表

	氏名	所属
(委員長)	榎 学	東京工科大学
(副委員長)	緒形 俊夫	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	田中 龍彦	東京理科大学名誉教授
	藤原 弘次	EMF応用計測
(委員)	林 央	元国立研究開発法人理化学研究所
	千葉 光一	関西学院大学
	沖 佑典	国立研究開発法人建築研究所
	桑原 利彦	東京農工大学名誉教授
	富山 禎仁	国立研究開発法人土木研究所
	高橋 勲	一般社団法人日本アルミニウム協会
	木下 晴彦	一般財団法人日本規格協会
	古市 久男	日本検査キューエイ株式会社
	藤井 勉	一般社団法人日本試験機工業会
	栗原 正明	一般社団法人日本伸銅協会
	藤田 栄	北海道大学
	塩田 佳紀	一般社団法人火力原子力発電技術協会（株式会社IHI）
	種物谷 宣高	高圧ガス保安協会
	金岡 秀明	一般社団法人日本機械工具工業会（住友電工ハードメタル株式会社）
	山田 哲	一般社団法人日本建築学会（東京大学大学院）
	判治 剛	公益社団法人土木学会（名古屋大学）
	蓮井 敏秀	線材製品協会（日鉄SGワイヤ株式会社）
	中山 伸	一般財団法人日本海事協会
	辻村 寿彦	日本金属継手協会
	鈴木 一弁	一般社団法人日本鋼構造協会
	近藤 隆明	一般社団法人日本自動車工業会（日産自動車株式会社）
	相川 卓洋	公益社団法人日本水道協会
	池田 正一	株式会社神戸製鋼所
	中澤 晋	JFEスチール株式会社
	八木 謙治	大同特殊鋼株式会社
	荒井 和弘	日本製鉄株式会社

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 45.10.1 改正：令和 8.5.20

担 当 部 署：経済産業省イノベーション・環境局 国際標準課

(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)

官 報 掲 載 日：令和 8.5.20

認定産業標準作成機関：一般社団法人日本鉄鋼連盟

(〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 3-2-10 鉄鋼会館 TEL 03-3669-4826)

審 議 委 員 会：一般社団法人日本鉄鋼連盟標準化センター 鋼材規格三者委員会（産業標準作成委員会）

(委員長 榎 学)

この規格についての意見又は質問は、上記認定産業標準作成機関にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに見直しが行われ速やかに確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 種類の記号及び適用厚さ	2
5 製造方法及び熱処理	2
5.1 製造方法	2
5.2 熱処理及び熱処理の記号	2
6 化学成分	3
6.1 溶鋼分析値	3
6.2 製品分析値	4
7 機械的性質	4
8 形状, 寸法, 質量及びその許容差	5
9 外観	6
10 試験	6
10.1 分析試験	6
10.2 機械試験	6
11 検査	7
12 再検査	8
13 表示	8
14 注文者によって提示される情報	8
15 報告	8
参考文献	8
附属書 JA (参考) JIS と対応国際規格との対比表	9
解 説	12

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定に基づき、認定産業標準作成機関である一般社団法人日本鉄鋼連盟（JISF）から、産業標準の案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS G 3119:2023** は改正され、この規格に置き換えられた。

なお、令和 9 年 5 月 19 日までの間は、産業標準化法第 30 条第 1 項等の関係条項の規定に基づく JIS マーク表示認証において、**JIS G 3119:2023** を適用してもよい。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

ボイラ及び圧力容器用マンガンモリブデン鋼及び マンガンモリブデンニッケル鋼鋼板

Manganese-molybdenum and manganese-molybdenum-nickel alloy steel
plates for boilers and pressure vessels

序文

この規格は、2018年に第4版として発行されたISO 9328-1及びISO 9328-2を基とし、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、附属書JAに示す。

1 適用範囲

この規格は、中温から高温で使用されるボイラ及び圧力容器に用いるマンガンモリブデン鋼及びマンガンモリブデンニッケル鋼の熱間圧延鋼板（以下、鋼板という。）について規定する。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 9328-1:2018, Steel flat products for pressure purposes – Technical delivery conditions – Part 1: General requirements

ISO 9328-2:2018, Steel flat products for pressure purposes – Technical delivery conditions – Part 2: Non-alloy and alloy steels with specified elevated temperature properties（全体評価：MOD）

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、ISO/IEC Guide 21-1に基づき、“修正している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS G 0201 鉄鋼用語（熱処理）

JIS G 0202 鉄鋼用語（試験）

JIS G 0203 鉄鋼用語（製品及び品質）

JIS G 0320 鋼材の溶鋼分析方法

JIS G 0321 鋼材の製品分析方法及びその許容変動値

JIS G 0404 鋼材の一般受渡し条件

JIS G 0415 鋼及び鋼製品－検査文書